

答申番号：令和7年度答申第1号
答申日：令和7年1月13日

答申書

令和7年4月22日付け上尾市長から諮問があった「上尾市長が行った令和7年1月30日付け公文書非公開決定処分（以下「非公開決定処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）に係る事件」について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る非公開決定処分については妥当である。

第2 事案の概要

審査請求人は、令和6年9月10日に開催された上尾市情報公開・個人情報保護・公文書管理運営審議会（以下「運営審議会」という。）の令和6年度第1回会議（以下「第1回会議」という。）を欠席した委員のうち、公募により選出された委員（以下「当該委員」という。）の欠席理由が判別できる文書（以下「本件対象文書」という。）を、上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号）（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に則り公文書公開請求した。

それに対し実施機関は、欠席理由が判別する文書は不存在であることを理由に非公開決定処分を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求に係る非公開決定処分について処分の取り消しを求めるもの。

2 審査請求の理由

欠席理由を聞き取った記録やメール等が存在しているはずである。

3 審査請求人の主張

審査請求人はおおむね以下の理由から、本件処分の不当性を主張している。

- (1) 令和6年度第1回会議の会議録により、当該委員が欠席したことが判別できる。一方、運営審議会の公募委員の応募資格として、「平日を開催される会議に出席できる人」とあり、かつ、公募委員選考要領の選考基準において、「委員としての責務を自覚し、公平性を有しているか」が問われている。

そこで、このような厳格さをもって選出された委員にも関わらず、当該委員が欠席したため、本件対象文書について公文書公開請求を行った。

- (2) 非公開決定処分の通知書の備考欄には、「事前に各委員の出席可能日時を確認し、出席可能な委員が多い日程で審議会を開催しております」と記述されている。令和6年度第1回会議が9月10日に開催されていることから、7月下旬から8月上旬時期に事前の確認が行われたと推測する。

そのことから当該委員は、第1回会議開催のおよそ1か月前から、都合のつかない平日があることが分かっており、応募資格の「平日に開催される会議に出席できる人」であること及び、選考基準である「委員としての責務を自覚し、公平性を有しているか」を満たしていないことになる。

また、実施機関は「平日に開催される会議に出席できる人」と応募資格を定めたのであれば、当該委員に対し日程の事前確認をする必要はなく、決まった会議日程を通知すればよいだけである。

さもなければ、実施機関自ら応募資格を反故し、自己矛盾に陥ることになる。

非公開決定処分の通知書の備考欄の記述には、欠席理由について何ら言及はなく、実施機関が請求内容を理解していない証左となっている。

仮に欠席理由が公開できないものであるならばその旨を記述するべきであり、当記述内容は条例第26条に基づく情報提供としては極めて不十分である。

第4 実施機関の説明の要旨

1 実施機関の主張

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

2 実施機関の説明

実施機関は、弁明書によるとおおむね以下のように説明している。

- (1) 条例第11条第3項では、「実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。」とされている。
- (2) 実施機関は第1回会議の開催に先立ち、運営審議会の各委員に対して電子メールにおいて出席可能日時の確認を行っている。確認方法は、エクセルシートの出席可能日時に「○」を記入するというものであり、出席できない日時についてその理由の記載までは求めていない。

また、当該委員から明確な会議欠席理由に関する連絡は受けていない。

そのため、本件対象文書については保有しておらず、非公開決定処分を行った。

- (3) 審査請求人は、条例第26条に基づく正確な情報提供を求めていが、情報提供は行政不服審査法に規定される行政庁の処分に当たらず、審査請求の理由とはできない。

なお、非公開決定処分の通知書の備考欄に付記した内容は、第1回会議の日程を決定する経緯について情報提供を行ったものであり、出席可能な委員が多い日程で開催したという事務の流れを説明し、本件対象文書については存在しない背景を示したものである。

第5 調査審議の経過

- 令和7年 4月22日 審査庁より諮問
令和7年 8月14日 調査審議（1回目）
令和7年 9月19日 審査請求人より口頭意見陳述申立書及び質問趣意書の提出
令和7年10月16日 調査審議（2回目）
令和7年10月31日 審査請求人より口頭意見陳述辞退の申出
令和7年11月13日 答申に係る審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件審査請求は、非公開決定処分を取り消し本件対象文書の公開を求めていが、それに対し実施機関は、これを保有していないとして本件審査請求の棄却を求めていることから、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無

本件対象文書の保有の有無について、実施機関に確認したところ、会議の開催に先立ち出席可能日時の確認は行っているが、出席できない日時についてその理由の記載までは求めておらず、かつ、当該委員から明確な会議欠席理由に関する連絡は受けていないことから、当該文書を保有していないとのことであった。

また、出席確認のために使用されたエクセルシートは、単純に出席可能日時に○を記載するものであって、審査請求人が求める欠席の理由を明らかにする文書ではないので、本件対象文書ではない。

このことを踏まえ、審査請求人が開示を求める本件対象文書を保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

- 3 審査請求人のその他の主張について
審査請求人のその他の主張については、本件対象文書の保有の有無についての検討に関与するものではない。
- 4 原処分の妥当性について
以上のことから本審査会は、本件審査請求に係る非公開決定処分については妥当であると判断する。

答申に關与した委員
上尾市情報公開・個人情報保護審査会
高松 佳子
渡辺 英人
織田 恭央